

令和2年10月30日

適格消費者団体

特定非営利活動法人 消費者支援かながわ 御中

〒104-0061

東京都中央区銀座四丁目12番15号

SMBC コンシューマーファイナンス株式会社

代表取締役 金子 良平



再検討要請書のご回答

標題の件、2020年5月13日付「再検討要請書」に関し、下記の通りご回答いたします。

記

消費者契約法10条に違反するとされる条項は、①法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は義務を加重するものであって、かつ、②信義則（民法1条2項）に反して消費者の利益を一方的に害するものであることが必要です。

しかしながら、横浜銀行カードローン保証約款（以下「本件約款」といいます。）6条2項は、以下の理由から、上記の①及び②のいずれにも該当せず、したがって、消費者契約法10条にも違反しないものと考えます。

- 1 本件は「①法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は義務を加重するもの」には該当しないこと

- (1) 本件のスキームにおいて、当社が主債務者に対して事前求償権を行使するのは、主債務者が期限の利益を喪失し、残債務全額について保証会社である当社が保証履行をすべき状態になっている場面です。そして、この場面において、金融機関等は、当社に対する保証料支払債務との相殺の意思表示をすることにより、いつでも保証債務の全額について代位弁済を受けることができるようになっています。

このことからすると、本件スキームの下では、経済的・実質的にみて、「債権者が全部の弁済を受けない間」という民法461条1項の要件を満たす場面は存在しないこととなります。

- (2) そもそも、民法461条1項の趣旨は、事前求償権に応じた主債務者の利益保護の観点から、保証人に対して一定の請求を認める点にあります。上記のとおり、

本件のスキームにおいては、債権者である金融機関等には、保証人による担保提供がなされた場合と同様の効果が生じており（相殺の担保的機能）、また、当該金融機関等の相殺の意思表示によりいつでも債務全額が消滅する（主債務者が金融機関等に対して免責される）状態が作出されています。

この状態は、民法 461 条 1 項で主債務者が保証人に請求することができる事項を、保証人が（主債務者からの請求を待つことなく）先履行しているものです。

- (3) 以上のとおり、本件運用の下では、実質的・経済的にみて、民法 461 条 1 項の要件を満たす場面が存在せず、また当社が民法 461 条 1 項に基づく義務を先履行していることからすると、本件約款 6 条 2 項本文は、民法 461 条 1 項の適用がないことを確認的に規定したものにすぎないこととなります。

そのため、本件約款 6 条 2 項は、「①法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は義務を加重するもの」には該当しません。

- 2 本件は、「②信義則（民法 1 条 2 項）に反して消費者の利益を一方的に害するもの」にも該当しないこと

本件約款 6 条 2 項ただし書は、民法 461 条 2 項の趣旨を尊重し、消費者保護の観点から、創設的に消費者に免責の可能性を認めたものであり、民法の任意規定がそのまま適用される場合よりも、消費者にとって利益となる規定であるといえます。

上記に加えて、本件約款 6 条 2 項を含めた本件約款の総体により成り立つ保証事業は、主債務者に対して、銀行からのスピーディーな借入れを可能にするという金融のメリットを広く与えるものであり、これによって債務者が金融の利益を受けております。

さらには、既に回答を差し上げているとおり、そもそも当社による事前求償権の行使は、実際上は、謙抑的に行われており、事前求償権の行使を前提にした回収行為が行われることは、稀な状況です。

以上を総合的に考えると本件約款 6 条 2 項は、「②信義則（民法第 1 条第 2 項）に反して消費者の利益を一方的に害するもの」にも該当しません。

以上より、本件約款 6 条 2 項は、消費者契約法 10 条の規定に違反するものではありません。

以上